

## 民事再生手続開始の申立について

新聞報道によると、富山で建設業を営む K 工務店が、平成 25 年 7 月 12 日付で富山地方裁判所へ民事再生手続開始の申立を行ったとのこと。今回のトピックスでは、本件における債権者の税務上の取扱いについて検討してみたいと思います。

### (1) 貸倒損失の計上の検討

民事再生手続は、大まかに、再生手続開始の申立、再生手続開始の決定、再生計画認可の決定、再生手続終結決定という流れになります。

債務者につき再生計画認可の決定の事実が生じている場合には、その債務者に対する金銭債権の額のうちこの決定により切り捨てられた部分の金額について貸倒損失の計上が認められていますが（法人税基本通達 9-6-1）、本件においては、まだ再生手続開始の申立の段階ですので、貸倒損失の計上が認められないと考えられます。

なお、全額回収不能の場合の法人税基本通達 9-6-2、一定期間取引停止後弁済がない場合の法人税基本通達 9-6-3 の適用については、新聞報道の内容からは判断できませんので、個別に判断することになると考えます。

### (2) 貸倒引当金の計上の検討

#### ① 債権者が中小法人等や銀行等の場合

平成 23 年度第 2 次税制改正により、貸倒引当金を計上できる債権者の範囲が縮減され、貸倒引当金を計上できるのは、中小企業等や銀行等のみとなりました（法人税法 52 条）。

本件において債務者につき再生手続開始の申立の事実が生じていますので、金銭債権の額から取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を控除した金額の 50% に相当する金額（以下、「50%相当金額」とします。）について個別貸倒引当金の計上が認められると考えられます（法人税法施行令 96 条 1 項 3 号）。

なお、まだ再生手続開始の申立の段階ですので、長期棚上げの場合の法人税法施行令 96 条 1 項 1 号の適用はないと考えられますし、一部回収不能の場合の法人税法施行令 96 条 1 項 2 号の適用については、新聞報道の内容からは判断できませんので、個別に判断することになると考えます。

#### ② 債権者が銀行等以外の大法人の場合

前述のとおり、銀行等以外の大法人は貸倒引当金の計上が認められなくなりましたが、経過措置期間中は、貸倒引当金の計上が一部認められています。

本件において、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度については、50%相当金額の 4 分の 2 に相当する金額について個別貸倒引当金

の計上が認められることになっています（旧法人税法施行令 96 条 1 項 3 号、平成 23 年度第 2 次税制改正法附則 13 条 1 項）。

(3) まとめ

債権者が貸倒損失や貸倒引当金を計上できるか否かは、債務者の民事再生手続がどの段階にあるのかで異なってきますので、計上する時期に留意する必要があります。また、銀行等以外の大法人は貸倒引当金の計上が経過措置期間後、認められなくなりますので、貸倒損失の計上の可否がますます重要になってくると考えられます。

### 中村慈美税理士事務所

税理士 中村 慈美

税理士 小松 誠志

〒 107-0052

所在地 東京都港区赤坂 2-19-8 赤坂 2 丁目アネックス

TEL 03-5549-9855(代表) / FAX 03-5549-9856

e-mail info@nakayoshi-tax.com

事務所 HP <http://nakayoshi-tax.com/index.html>

### 中村慈美税理士事務所について

税務相談	
組織再編 (M & A)	合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。
不良債権処理・事業再生	バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。
専門家向けアドバイス	弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスを行います。
会計・申告	会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。
税務代理等	
税務調査対応・不服申立	税務調査時の適切な対応等のアドバイスを行います。 不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ <a href="#">重加算税/仮装の事実がないと認定した事例 平成 16 年 5 月 19 日裁決</a> 他
事前照会	国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ <a href="#">株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成 21 年 3 月 31 日回答</a>
意見書作成	税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。 【業務実績の紹介】 ・ ブルドックソース事件についての意見書作成ブルドックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件（申立審（東京地方裁判所）） 他 「ブルドックソース事件の法的検討-買収防衛策に関する裁判経過と意義-」（商事法務）に意見書が掲載されています。
会社設立・各種届出	会社設立前相談から設立後届出まで行います。
講演	専門家等へのセミナーを行っております。
執筆	組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。